

今年度の技術協力について

今年度の技術協力について、ベトナム・グリーンラベル基準策定支援についての確認事項は以下のとおりである。

- MONRE は繊維基準の策定を優先的に進めたい意向があり、前述の通り外部専門家（2名）と契約し、基準案の作成を進めている。エコマークではすでに繊維基準が制定され知見も豊富であることから、エコマーク基準の提供や作成する基準案へのアドバイスなどサポートをお願いしたい。2か月後に基準案が作成される予定で、事前にメールにて送付するので、12月の次回の訪越の際にアドバイス等をお願いしたい。

日本）繊維基準策定のサポートは承知した。12月の訪越時にも必要があればサポートを実施したい。

- 目標は2019年12月までに繊維、ホテル、レストランそしてもう一つの基準を策定することである。MONREでは専門知識が乏しく、人的リソースや予算も非常に限られていることから、ホテルとレストラン以外のもう1品目について日本が基準を策定してもらうことは可能か。また、12月のセミナーの目的はこれらの基準案の意見聴取であるが、もう一つの品目の基準は12月までに策定することは時間的に可能か。

日本）6月の日本での三者協議にて、もう一つの品目の基準案策定についても日本が協力することになったため、そのような想定で進めているが、ベトナムから提案があった品目（セラミック製品、木製家具、携帯電話、冷蔵庫）のどれを担当するか検討中であり、8月末までに回答したい。12月までの策定については、基準案であれば可能である。

- ホテル、レストラン基準案のヒアリングについて、必要な情報は得ることができたか。必要であれば市場調査等を実施して、情報を共有することもできる。

日本）必要最低限の情報は確認することができた。不明な点が出てくれば、改めて確認したいと思う。

③12月の訪越技術支援について

12月の訪越技術支援に関する決定事項とコメントは以下のとおりである。

- 12月の訪越日程は12/18～20とし、ホーチミンとする。
- 12月の訪越では、ホーチミンでセミナーを開催するほか、繊維工場の見学や、もう一つの基準に関する現地事業者のヒアリングを実施したらどうか。

6月の三者協議ではセミナーは2日間とし、下記の日程がMONREより提案された。

表 2-1-7. 12月訪越技術支援スケジュール

	午前	午後
1日目	ホテル+レストラン基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問
2日目	繊維+もう1品目基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問

- 会場となるホテルの選定は直前になり、開催費用についてはMONREが頑張る。

- 学識経験者も訪越するため、繊維基準を担当する外部専門家と MONRE との打ち合わせも設定してほしい。
- セミナーには、ホテルやレストラン、繊維、もう一つの基準に関する事業者や専門家を招待する。
- MONRE から誰が参加するかは未定だが、遠方となるため Nam 氏のみになる可能性がある。日程が近づいてきたら、改めて連絡する。

ホテル、レストラン基準案について

基準策定支援を行っているベトナム・グリーンラベルのホテル及びレストラン基準案について、確認を行った。確認事項は以下のとおりである。

- ホテル、レストラン基準の基準レベルについては、難しすぎると取得できる事業者が限られるため、まずはファーストステップとして取り組みやすいレベルにしたほうがよいと考える。そして、3年毎の改定時に厳しくしていく方向でどうか。
- 10月末を目途に MONRE にホテル・レストランの基準案を提出してもらい、12月のセミナー前に事業者基準案を送付することで、フィードバックを事前にもらうなどセミナーを効率的に実施したい。
- ベトナム・グリーンラベルを取得した事業者に対し、法人税を50%免税することは2019年5月13日に公布された「決定 40/2019/ND-CP」第43条 法人税の優遇措置に規定されている。ベトナム・グリーンラベルのすべての商品とサービスが対象となる。

その他

- ベトナム・グリーンラベルの審査は、MONRE が行う。法律の規定では現地確認はなく、書類審査だけになっているが、書類審査に加えて専門家の意見聴取や必要であれば現地審査を実施したほうがよいと考え、法律（グリーンラベルの審査に関する法規は、通達レベルか）の改定を検討している。
- 12月の訪日研修の日程は、12/4～6（総日程 12/3～7）でよい。参加者は調整して10月末までに連絡する。1か月前までに招待状を送付してもらいたい。また、ビザは不要である。
- エコマークについて質問したい。エコマークを取得するメリットは何か。
日本) 公共調達に活用されることのほか、第三者認証であるエコマークを取得することによる信頼性の向上などである。また、最近の海洋プラスチックごみ問題などで問い合わせが増えている。
- ベトナム人の環境意識はまだまだ低く、より高めていきたいと考えているが、何かいいアイデアはあるか。
日本) 環境意識を向上させるには地道な普及が重要である。例えば、若年層から教育していくことが効果的で、教科書などで紹介してもらうことは効果的である。関連省庁と相談してみたらどうか。
日本) ベトナムの GPP の現状について教えてほしい。

- 公共調達の入札規定に関する法律を制定しているところである（ベトナムでも入札の一般的事項を定めた「調達法」があるため、「制定」ではなくおそらく「改定」を意図した発言だったと思われる）。グリーンラベル認証製品を優先調達することになっているが、特に変更はない。

(3) まとめ

第2回日越協議での決定及び確認事項は以下のとおりである。

- セラミック製品、木製家具、冷蔵庫、携帯電話のうち、日本側が策定支援する1品目を8月末までにMONREに報告する。
- 年内までに、ホテル、レストラン、繊維製品ともう1品目の策定を完了したい。
- 12月の訪越日程は12/18(水)~20(金)、場所はホーチミンとし、セミナー内容は上記4基準の事業者ヒアリングを行う機会としたい。

6月の三者協議ではセミナーは2日間とし、下記の日程がMONREより提案された。

表 2-1-8. 12月訪越技術支援スケジュール

	午前	午後
1日目	ホテル+レストラン基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問
2日目	繊維+もう1品目基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問

- 会場費用については、MONREが頑張りたい。MONREからの参加者は不明だが、Nam局長のみになる可能性もある。
- 10月末までにホテルとレストラン基準案をMONREに提出する。セミナー前に事業者に送付し、フィードバックをもらうことで、セミナーを効率的に行いたい。
- 5/13に「決定 40/2019/ND-CP」を公布した。43条にグリーンラベル取得による企業所得税の減免が記載された。環境保護法に修正、加筆を加えるための決定のよう。
- 12月の訪日研修は、12/4(水)~6(金)(総日程12/3(火)~7(土))として、参加者を10月末までに日本側に連絡する。



会議の様子

2) ベトナム・グリーンラベル基準策定支援に係る現地事業者ヒアリング

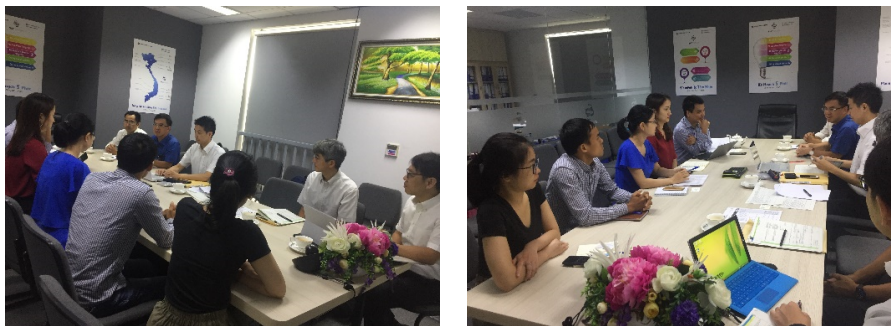
(1) SHC Vietnam Investment Trading and Service Joint Stock Company

[日時]	令和元年 7 月 31 日(水) 9:30 ~ 11:00
[場所]	SHC Vietnam Investment Trading and Service Joint Stock Company (以下、SHC) 会議室
[出席者] 敬称略	SHC 代表者、マーケティング、品質、技術担当者など 5 名 (名刺を持って おらず、名前は不明) ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Nguyen Hoang Duc, Mr. Tran Duy Khanh ----- 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 藤崎 隆志、小林 弘幸

SHC は、複数の日本食レストランチェーン(Hotto-Hot Plate、Kanpai、Maneki Neko Deli) 及びベトナム料理のレストラン(Vietstreet)をベトナム全域で 30 店舗以上展開しているベトナム・ハノイに本社を置く企業である。

SHC が調達する食材の 8 割は、ベトナム農業農村開発省が定めた農業生産管理基準「VietGAP¹⁰ (Vietnam Good Agricultural Practice)」を取得したサプライヤーから手配しており、さらに適宜、サプライヤーの現地確認や検査キットで野菜の残留農薬をチェックするなど安全管理を徹底して行っていると自信を込めて語った。廃棄物の取扱いについては、SHC が展開するレストランのほとんどがショッピングモール内に出店していることから、ショッピングモールが契約している処理業者が回収する。廃棄物量に応じて処理費用が請求される従量制ではなく、毎月定額の費用を支払うパッケージ契約となっている。そのためか、食品含む廃棄物の発生量を店舗では計測していないと述べ、またレストランが廃棄物量を計測はすることはベトナムでは一般的ではないと思われるとの意見があった。

排水は、法律では適切な処理を施してから排水する程度の規定だが、SHC の各店舗にはグリーストラップを設置し、ショッピングモールの配管に流すなどの自主的な処置を行っている。



打合せの様子

¹⁰ ベトナム農業農村開発省が定めた農業生産管理基準。食品の安全性の保証、トレーサビリティ、生産環境及び労働者の生活環境保全、労働者の健康保護の 4 分野からなり、4 種類の作物 (野菜・果物、茶葉、米、コーヒー) に関する VietGAP 基準を公布している。

(2) JW Marriott Hotel Hanoi

[日時]	令和元年 7 月 31 日(水) 13:30 ~ 15:30
[場所]	JW Marriott Hotel Hanoi (以下、マリオットホテル)
[出席者] 敬称略	マリオットホテル Mr. Giam Doc Ky Thuat (Director of Engineering)、他 2 名 ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Nguyen Hoang Duc, Mr. Tran Duy Khanh ----- 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 藤崎 隆志、小林 弘幸

マリオットホテルを運営するのは、リッツ・カールトンなどのホテルも手掛けるマリオット・インターナショナルで、アメリカ・メリーランド州に本部を置く多国籍企業である。ベトナムでは、2つのマリオットホテルが展開されている。

マリオットホテルでは、世界共通のグループポリシーに従い、ベトナムの食品安全基準に従うはもとより環境に配慮した食材を優先して使用しており、それに伴ったサプライヤーを選定しているという。また、グループの食品安全基準に従っているかをサプライヤー契約時に確認するほか、サプライヤーに対し第三者による監査も行っている。食品残さについては、まだ食することが可能なものはキッチンスタッフの賄い食に使用し、期限切れや傷んだ食材は養豚業者などに無償で提供しているとのことである。

廃棄物については計測しないものの、投入する容器の数を数えておおよその量を把握しているという。ホテルとして廃棄物の発生量を管理するために、記録を取り、1か月毎に報告している。分別については、プラスチックとガラス・紙を分けて廃棄しているが、食品はそこまで厳密に分けられているかは不明である。廃棄物処理に費用はかかっておらず、すべて処理業者が有償で買い取り、その収入を政府に納めている。政府はそれらの収入を廃棄物処理に充てていると思われるとの意見もあった。水、電気の使用量は毎日記録しているのももちろん毎月の削減目標を立てて運用しており、電化製品は省エネラベル等の製品を優先調達し、省エネに関する賞を受賞するなど、環境配慮の取組を積極的に実施している印象が強いホテルであった。



打合せの様子